

コンプライアンス

マネジメント・
アプローチ

重要課題とアプローチ

川崎重工グループは、カワサキグループ・ミッションステートメントの「グループ経営原則」において「社会的責任を認識し、地球・社会・地域・人々と共生する」ことを謳い、「グループ行動指針」では構成員一人ひとりに「社会と人々から信頼される企業人となる」ことを求めています。

また、「川崎重工グループ行動規範」を制定し、判断のよりどころとなるべき倫理基準を定めています。

当社グループは、グループ行動規範に則り、コンプライアンス違反を容認しない企業風土をさらに強化します。

また、当社グループの事業は政府、自治体、官公庁、官営企業向けの受注型製品も多いため、腐敗防止と公正な事業慣行の徹底に努めています。

重点活動/中長期目標

コンプライアンス違反の発生するリスクが、可能な限り正確にモニタリングされており、かつ当該リスクに応じた包括的で、効果的なコンプライアンス体制が構築され、継続的に運用され、定期的に更新されている状態を目指しています。

また、すべての役員・従業員が腐敗の問題の深刻さと防止の必要性を理解しており、当社が事業において腐敗に関与しないよう、十分に実効的な体制が構築され、定期的に更新されている状態を目指しています。

● 「中計 2019」での達成像

- 重大な不正・不祥事の発生件数：ゼロ
- 海外連結子会社の内部通報制度：運用拡大・浸透
- コンプライアンス従業員意識調査の実施(国内外)
- 行動規範に関するeラーニングの実施(国内外)

進捗/成果/課題

● 2018年度目標

- 重大な不正・不祥事の発生件数：ゼロ
- 海外連結子会社の内部通報制度の整備
- 海外拠点コンプライアンス連絡会の実施
- コンプライアンス従業員意識調査の実施(国内)
- 行動規範の配付・職場での浸透活動の実施
- eラーニングの実施(国内外)

● 2018年度実績

- 重大な不正・不祥事の発生件数：ゼロ
- 海外連結子会社内部通報制度整備：状況調査の実施
- 海外拠点コンプライアンス連絡会：4拠点で実施
- 意識調査：2018年5月実施
- 行動規範の配付(国内)および改定を実施
- eラーニング：期ずれ(2019年度に海外贈賄防止研修として実施予定)

● 2019年度目標

- 重大な不正・不祥事の発生件数：ゼロ
- 海外連結子会社の内部通報制度：運用開始
- 行動規範(第2版)の配付・職場での浸透活動
- 海外拠点コンプライアンス連絡会の実施

KPI指標

● 重大なコンプライアンス違反の年間発生件数

- 目標
重大な違反件数：ゼロ
- 進捗

	単位	2014	2015	2016	2017	2018
	件	0	0	0	0	0

(年度)

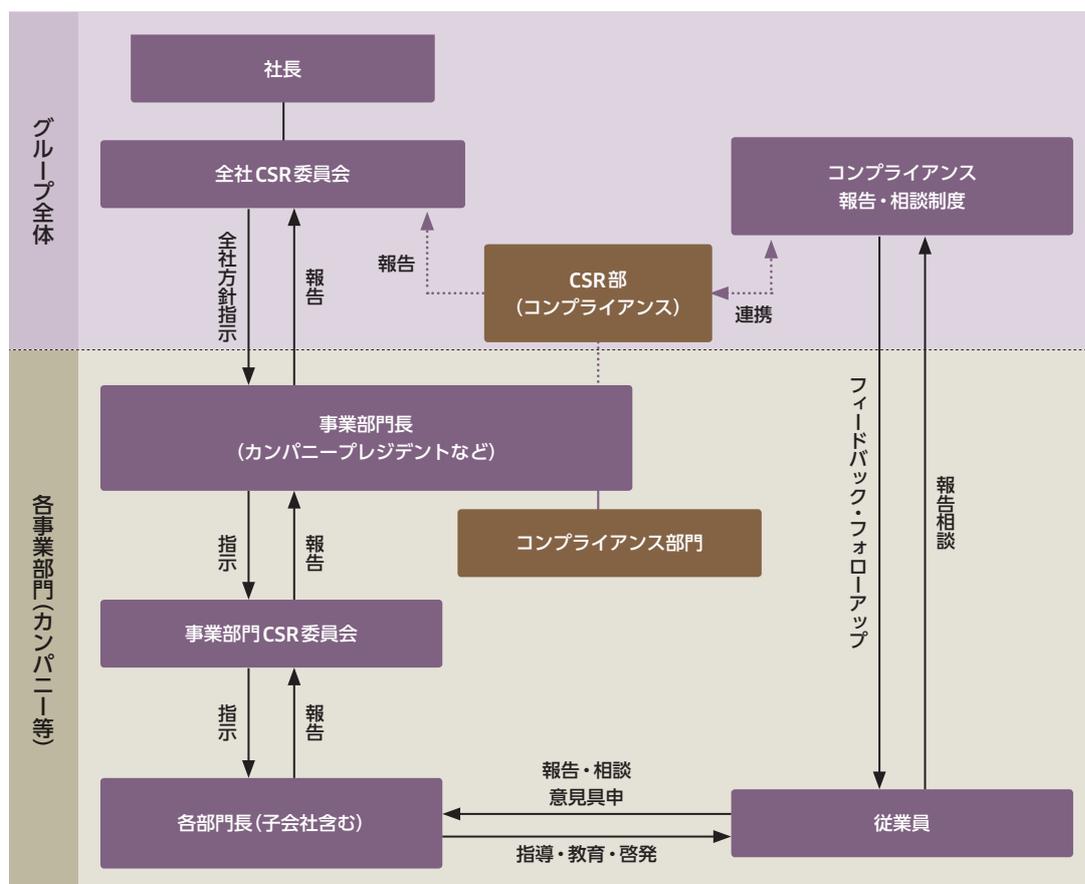
体制

当社グループが企業の社会的責任を果たすための各種施策を審議、決定し、遵守状況のモニタリングを行うことを目的に、社長を委員長とする全社CSR委員会を年2回以上開催しています（2018年度実績は3回開催）。また、全社CSR委員会の施策を各組織で実施するため、本社部門および各カンパニー・ビジネスセンターにおいて事業部門CSR委員会を年2回以上開催し、グループ全体への展開を図っています。

当社グループは事業が多角化しており、それぞれの事業分野において求められるコンプライアンス活動にはビジネスの形態に即して、ほかの部門とは異なるものがあり得ます。他方、全社的に統一化して行うべき施策も数多くあります。

このため、当社グループでは、毎年度コンプライアンスに関する全社共通の活動計画を策定し全社CSR委員会の承認を経てコンプライアンス活動を展開しています。また、各カンパニー・ビジネスセンターにおいても年度の活動テーマを掲げコンプライアンスに関する活動を展開しています。

コンプライアンス推進体制図



- **責任者**
全社CSR委員会委員長 代表取締役社長執行役員 金花 芳則
- **責任機関・委員会**
全社CSR委員会がコンプライアンスの責任機関となっています。構成メンバーは社長を委員長とし、取締役、カンパニープレジデント、CSR担当役員、本社各本部長などの委員から構成されています。社外の知見および意見を委員会の意思決定に反映させる観点から、社外取締役にも出席をお願いするとともに、業務執行監査の観点から監査役も出席しています。
- **第三者によるコンプライアンス・システムの監査・外部認証**
コンプライアンスの状況については、監査役および会計監査人により監査が行われています。

コンプライアンス

コンプライアンスの方針

2017年7月に川崎重工グループの役員および従業員が行動するに際して判断のよりどころとなるべき倫理基準として「川崎重工グループ行動規範」を制定しました。2019年1月に改定を行い、4月に第2版を制作しました。冒頭の社長宣言において、「『川崎重工グループ行動規範』は、世界各国・地域の全役員・従業員が一体となり、すべての事業活動においてステークホルダーとの対話を重視し、正しく行動するためのものであると深く認識し、いかなる困難な状況においても本行動規範に即して意思決定し行動する」と宣言し、当社グループの全役員・従業員に本行動規範を遵守することを求めています。

●方針の適用範囲

川崎重工グループ全役員および従業員

 川崎重工グループ行動規範
<https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/>

コンプライアンスの状況

コンプライアンス浸透の取り組み

●社長コンプライアンス宣言

新しく社長が就任する際に、就任後速やかに当社グループの従業員に向けて、「社長コンプライアンス宣言」を公表しています。

●法令遵守の宣誓書

役員就任時、幹部職員任用時には、「違反行為は絶対に起こさない」「ほかの従業員にも法令遵守を徹底させる」という意識を改めて確認させるため、全文を手書きで「法令遵守の宣誓書」を作成し、会社に提出することを義務付けています。同宣誓書には、「違反行為を行った場合は、処罰や処分を受ける可能性があることを理解している」旨の宣誓も含まれています。

●コンプライアンスガイドブック

社内におけるコンプライアンスの徹底のために必要・有用な知識が分かりやすく記載された、「コンプライアンスガイドブック」を日本国内の当社グループのすべての役員・従業員・派遣従業員に配付しています。「コンプライアンスガイドブック」では、当社グループのコンプライアンス体制と活動、当社の内部通報制度である「コンプライアンス報告・相談制度」の説明をはじめ、コンプライアンスに関する事項を「お客さま、お取引先の信頼確保に関する事項」、「社会の一員として守るべき事項」、「情報管理に関する事項」、「金銭の取扱いに関する事項」、「職場に関する事項」、および「管理職の責務」の6つの類型に分類される、合計20の細項目にまとめ、注意すべき事項をイラスト入りで分かりやすく紹介しています。また、「川崎重工グループ行動規範」の項目と対比できるインデックスを記載し、コンプライアンス意識向上の資料としています。本ガイドブックは、社内のコンプライアンスに関する教育・学習活動において活用されています。その内容は、2003年に最初の版を発行した後、世界的なコンプライアンス要望事項の傾向を考慮しながら、常に改訂作業を行っています（現在は、第5版改訂4版）。



 社長コンプライアンス宣言
https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/pdf/bcg_ja_202008.pdf

従業員意識調査

当社グループは、社内でコンプライアンス違反が発生するリスクをモニタリングするために、定期的に従業員の意識調査を実施しています。近年では、2011年度、2014年度、および2018年度に、従業員のコンプライアンス意識の浸透度を計る調査を行い、結果の時間的な推移を分析し、結果をその後の取り組みに反映しました。

また2016年度には、日本国外に所属するグループ企業の一部の経営層と管理職を対象とするコンプライアンス意識調査を行い、結果を日本国内も含めて従業員に公表しました。同様に施策への反映を行ってまいります。

● コンプライアンス意識調査結果

(年度)

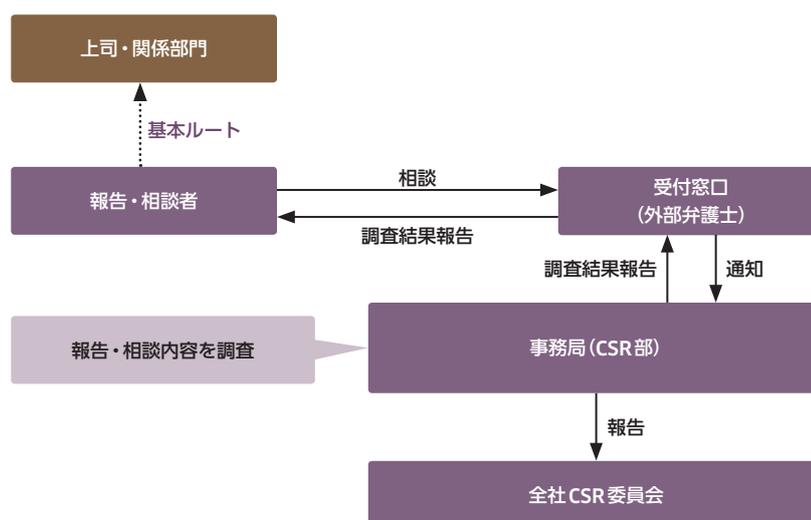
	単位	2014	2015	2016	2017	2018
調査対象のカバー率		川崎重工および国内の連結子会社				
調査回答率	%	95.7	—	—	—	93.8
自社は法令遵守の経営であると回答した人の割合	%	80.2	—	—	—	78.6
集計対象範囲		cd	—	—	—	cd

内部通報制度、相談窓口

当社および国内連結子会社の従業員（契約従業員や派遣従業員を含む）が、業務に関連してコンプライアンス違反の疑いがあるときに報告、相談するために、外部弁護士を窓口とする「コンプライアンス報告・相談制度」を設けています。

「コンプライアンス報告・相談制度」では、外部弁護士が直接報告・相談者からの相談にのり、報告を聞きます。その後、事実関係を調査しコンプライアンス上の問題の有無を判断の上、問題があると認められた場合は、その旨と是正に向けた提言を会社に対して行います。また、その結果を報告・相談者に外部弁護士が直接回答します。なお、調査の過程において、報告・相談者の了承がない限り、本人の名前などが会社に明らかにされることはありません。本制度の案内は社内イントラネット、「川崎重工グループ行動規範」の折り込みリーフレット、「コンプライアンスガイドブック」、グループ報への掲載などの方法で行い、社内周知を図っています。

コンプライアンス報告・相談制度のフローチャート



● 内部通報・相談件数と内訳

(年度)

	単位	2014	2015	2016	2017	2018
内部通報・相談件数*	件	31	19	20	27	29
パワーハラスメント	件	10	8	5	7	13
人事処遇に関する問題	件	8	6	4	8	5
金銭の不正取得	件	6	—	2	1	4
セクシャルハラスメント	件	—	1	2	3	1
脅迫・嫌がらせ	件	—	—	—	1	3
安全	件	—	—	—	2	—
そのほか	件	7	4	7	5	3

* 件数は報告・相談を受理したものであり、実際にコンプライアンス違反を認定したものではありません。
(注) 集計対象範囲は、川崎重工および国内の連結子会社。

コンプライアンス違反件数、内容、および措置

直近5年間で行政処分や制裁の対象となる企業不祥事はありません。

腐敗防止

腐敗防止に関する方針

腐敗防止の徹底について、より一層厳しい姿勢で取り組むため2013年8月に社則「贈賄防止規則」を制定し、「川崎重工グループは、事業を行うにあたり、法令を遵守し、日本および外国の公務員に対する贈賄を一切許容しないこと」を基本方針として定めました。また、当社においては、「外国の公務員に対する販売促進活動と仲介者の選任に関する考え方」というガイドラインを設定し、その中で販売促進活動における旅費・飲食費の提供や贈答品、ファシリテーション・ペイメント、および外国公務員らとの交渉に用いる仲介者の選任に関して、基本的な考え方を提示し、国内および海外連結子会社でも同趣旨の規則制定などの対応を実施しています。

さらに、腐敗防止に関し役員・従業員個々人の正しい行動を徹底するために、「川崎重工グループ行動規範」の中で「個人がとるべき行動」を明示しています。

● 方針の適用範囲

川崎重工グループ全役員および従業員



川崎重工グループ行動規範
<https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/>

重点活動 / 中長期目標

- 「中計2019」での達成像
 - 贈賄違反件数：ゼロ
 - 接待・贈答における社内ルールの見直し(グループ全体の強化)
 - 海外贈賄防止研修の継続実施(集合研修・eラーニング)

進捗 / 成果 / 課題

- 2018年度目標
 - 違反件数：ゼロ
 - 海外贈賄防止研修の実施
 - 贈答・接待における社内ルールの見直し
- 2018年度実績
 - 贈賄違反：ゼロ
 - 研修：7会場、受講者数181名
 - 贈答・接待に関するルール強化を検討
- 2019年度目標
 - 贈賄違反件数：ゼロ
 - 贈答・接待における社内ルールの見直し
 - 海外贈賄防止研修の実施(集合研修・eラーニング)

腐敗防止に関する従業員教育

日本国内において毎年、海外事業に関わる従業員を対象に海外贈賄防止研修を実施しています。2018年度の海外贈賄防止研修の受講者数は、181名でした。また海外ビジネス担当者向けの研修においても、腐敗防止に重点を置いたコンプライアンス教育を行っています。

汚職に関する違反件数、内容、および措置

直近5年間で行政処分や制裁の対象となる汚職はありません。

外部組織への支出額

政治献金	(年度)					
	単位	2014	2015	2016	2017	2018
政治献金額合計	百万円	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

業界関連団体への支出

業界関連団体への支出	(年度)					
	単位	2014	2015	2016	2017	2018
業界関連団体への支出額合計	百万円	50	50	50	50	50

そのほか 寄付・協賛金などの支出

寄付・協賛金などの支出	(年度)					
	単位	2014	2015	2016	2017	2018
寄付・協賛金などの支出額合計	百万円	194	211	255	208	173

独占禁止法(競争法)遵守

独占禁止法(競争法)遵守に関する方針

当社グループでは、独占禁止法(競争法)遵守に関する取り組みに注力しています。2006年以降、毎年定時株主総会の直後に行われる最初の取締役会において、独占禁止法を遵守し、社会における当社の企業価値の維持・向上に努める旨の決議を行っています。また、「川崎重工グループ行動規範」においても公正かつ自由な競争を妨げず、健全な市場を維持するために努力することを宣言しています。

●方針の適用範囲

川崎重工グループ全役員および従業員



川崎重工グループ行動規範
<https://www.khi.co.jp/sustainability/bcg/>

独占禁止法(競争法)遵守に関する従業員教育

独占禁止法に関する各種ガイドブックの発行を通じて、当社において問題となり得る事例を広く周知するとともに、独占禁止法(競争法)に関する研修を定期的に実施しています。2018年度の独占禁止法遵守研修の受講者数は、140名でした。また、海外の独占禁止法については、海外贈賄防止研修に併せて、海外独禁法研修を実施しており、2018年度の受講者数は、181名でした。

独占禁止法(競争法)遵守に関する違反件数、内容、および措置

2010年以降、公正取引委員会からの行政処分の対象となった重大な違反はありません。また2006年以降、刑事罰の対象となった重大な違反はありません。

そのほか重要なコンプライアンスリスク

インサイダー取引の防止

当社では、従前より、インサイダー(内部者)取引の発生の防止などを目的に、社則「内部者取引管理規則」を制定し、運用・規制しています。また、2013年度からは、当社役職員が当社株式を売買する場合、その旨を所定の期日までに会社への届け出を行う制度(「自社株売買事前届出制度」)を新たに設け、より一層のインサイダー取引未然防止に努めています。また、「川崎重工グループ行動規範」においても、インサイダー取引の禁止を規定しています。

●違反件数、内容、および措置

インサイダー取引規制を定めた改正証券取引法が施行された1989年以降、当社グループおよび当社グループ従業員が罰則や課徴金の対象となる、重大な違反はありません。

反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための取り組みを行っています。

「川崎重工グループ行動規範」および「コンプライアンスガイドブック」での説明に加え、「反社会的勢力対応マニュアル」を発行して、反社会的勢力に対する社内体制や具体的対応要領などの周知・徹底を図っています。また、反社会的勢力排除に係る対応を統括する部署を本社内に設置し、警察など外部の専門機関と緊密に連携しながら、反社会的勢力からの不当な要求に対して組織的に対処する体制を構築しています。

●違反件数、内容、および措置

1997年以降について調査を行った結果、反社会的勢力などからの不当な要求やアポイントメントは拒否・排除しており、違反はありません。

小規模拠点における金銭取り扱いリスク対策

地方における営業所・出張所といった小規模拠点では、チェック体制が行き届きにくい、人事ローテーションが困難でメンバーが固定しやすいなど、小規模拠点特有の事情があります。これらの事情を踏まえ、特に金銭取り扱いリスクを軽減するため、チェックマニュアルの整備や監査の強化を行っています。

●違反件数、内容、および措置

直近5年の間で行政処分や制裁の対象となる企業不祥事はありません。